

平成33・34年度（2021・2022年度）定期年建設工事入札参加資格審査における 審査基準及び発注者別評価事項の見直しについて

平成31年 3月
建設政策課

平成33・34年度（2021・2022年度）適用入札参加資格審査の審査基準及び発注者別評価事項に係る主な変更点は次のとおり。

1 審査基準

(1) 一般土木工事及び舗装工事における有資格技術者保有基準の見直し（改正）

現行の入札参加資格審査の有資格技術者保有基準では、土木施工管理技士のみを有資格技術者として認めているところ、県発注の一般土木工事及び舗装工事の配置技術者については、土木施工管理技士のほか、建設機械施工技士も配置を認めている。

このため、県発注工事と入札参加資格審査における建設機械施工技士の取扱いを統一するとともに、建設技術者の確保・育成の観点から、入札参加資格審査の有資格技術者保有基準においても、建設機械施工技士を認めることとする。

なお、各等級における人数要件は変更しない。

(2) 解体工事に係る有資格技術者保有基準の特例について（廃止）

平成31・32年度適用入札参加資格審査においては、審査基準日時点で保有基準を満たしていない場合、申請期限までに保有基準を満たすことで解体工事格付の申請を可能とする特例措置を設けていたが、これを廃止し、他工種同様、審査基準日時点で保有基準を満たすことを解体工事格付の申請要件とする。

(3) 経過措置により解体工事技術者と認められる者の有資格技術者保有基準上の取扱い（改正）

平成31・32年度適用入札参加資格審査においては、経過措置による解体工事技術者（※）を、有資格技術者保有基準における技術者数に含めることとしているが、平成33・34年度（2021・2022年度）定期年格付が適用となる平成33年（2021年）5月時点では当該経過措置がすでに終了しており、経過措置による技術者は解体工事に配置できなくなることから、経過措置による解体工事技術者を、保有基準における技術者として認めないこととする。

※経過措置による解体工事技術者

平成27年度以前の試験に合格した土木施工管理技士等のうち登録解体工事講習未受講又は解体工事に係る実務経験が1年未満の者。

2 発注者別評価事項

(1)【社会的要請への対応状況】保護観察対象者等を雇用する協力雇用主への加点（新設）

県内において建設労働者の確保が課題となる中、保護観察対象者等（※）の就労先の半数以上が建設業界であることを踏まえ、建設労働者の確保及び再犯防止の観点から、保護観察対象者等の雇用状況に応じた加点措置を新設する。

【概要】

審査基準日において、協力雇用主として秋田保護観察所に登録し、保護観察対象者等を雇用している者又は保護観察対象者等を雇用し、保護観察期間等終了後も継続して雇用する者を加点対象とする。

【加点数】

1名雇用	+5点
2名以上雇用	+10点

※保護観察対象者等・・・保護観察対象者及び更生緊急保護対象者

(2)【技術者の保有状況】経過措置により解体工事技術者と認められる者の取扱い（改正）

平成31・32年度適用入札参加資格審査においては、経過措置による解体工事技術者を加点対象としているが、1(3)と同様の理由により、加点対象としないこととする。

3 その他

上記1～2については、現時点で決定している見直し事項を記載したものであり、これらの見直し事項以外の事項を含めた、「平成33・34年度（2021・2022年度）適用建設工事入札参加資格審査及び格付の基準」については、後日改めて決定の上、お知らせします。